

養父市奨学金返済支援補助金

平成8年（1996年）4月2日以降に生まれた方必見！

奨学金の**返済**を養父市が**支援**します

補助金額：申請の前年度返済額の2分の1を補助（上限10万円）
※他補助金を受給している場合は控除します。

対象年齢：補助金の申請年度において、30歳に到達する学年以下
※令和8年度は平成8年4月2日以降に生まれた方

交付期間：最大5年間 ※対象年齢に達するまで

申請期限：令和8年4月1日～令和8年12月末



申請方法

対象奨学金

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金
- (2) その他市長が認める奨学金等

対象者

- (1) 大学、高等専門学校、高等学校等に進学するために奨学金等の貸与を受けた者
- (2) 補助金の申請年度において、学校教育法の規定による学年区分に基づき、30歳に到達する学年以下の者
- (3) 申請日現在においても、継続して奨学金等の返済を行っている者
- (4) 養父市に住民登録があり、正規雇用された者、もしくは起業した者で、最初の補助金申請日から5年を超える期間、養父市に居住する意思がある者
- (5) 本人及び世帯員が市税や市の使用料等を滞納していない者
- (6) 暴力団員等ではない者

申請必要書類

- (1) 養父市奨学金返済支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証明できるもの
- (3) 居住宣誓書（様式第2号）
- (4) 申請前年度の返済金額を証明できるもの（奨学金返還証明書及び奨学金返還額証明書、領収書、通帳の写しなど）
- (5) 世帯全員の住民票、続柄が記載されたもの
- (6) 雇用証明書（様式第3号）等、就労を証明できるもの
- (7) 奨学金返済に係る他の補助金等を受給している場合は、その詳細が分かるもの

問い合わせ先

詳しくは担当課にお問い合わせ下さい
市民生活部やぶぐらし未来協創課

TEL:079-662-3172

メール:yabugurashi@city.yabu.lg.jp